

## 1. 業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン回収に係る実態

第一種フロン類回収業者登録状況（H17.4.1 現在）

静岡県	854 (3.2%)
全国	26,825

業務用冷凍空調機器からの回収量

年度（平成）		12	13	14	15	16
回収量 （トン）	静岡県 （全国比）	41.4	48.3	78.8 (4.0%)	71.0 (3.8%)	100.1
	全国			1,958.2	1,889.2	集計中

平成 12～13 年度の静岡県の回収量は、県条例による調査

平成 14～16 年度は、フロン回収破壊法に基づく調査

## 2. 業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン類の排出抑制に係る取組及び課題

これまでの取組

- ・静岡県フロン回収促進連絡会議を設置（平成 10 年 2 月）  
（会員数 44：県、市、静岡県フロン回収事業協会、関係団体、企業等）
- ・「静岡県生活環境の保全に関する条例（H10.12.25 公布）」によりフロンの回収や処理について推進。（フロン回収破壊法施行により削除）  
何人もフロンを排出しないように努めなければならない。  
廃棄者は、回収事業者等に適切な処理を委託するよう努めなければならない。  
回収事業者等は、その旨を表示し、適切な回収措置等を取らなければならない。  
処理業者は、適切な分解処理を行わなければならない。  
知事は、適切な処理を行っていない者に対し勧告し、内容を公表することができる。
- ・オゾン層保護フォーラムの開催  
平成 12 年度からオゾン層保護推進月間である 9 月に継続開催しており、講演会やシンポジウムにより、法の周知や関係事業者との意見交換を行っている。
- ・フロン回収技術者講習会の開催  
平成 11 年度から、計 23 回開催し、約 2,100 人が受講
- ・静岡県フロン回収事業協会の取組  
例）フロン回収作業報告書、回収済ステッカー

課題

- ・地域の取組として、回収業の技術向上、関係者への法周知を図ってきたが、廃棄者等への法周知がさらに必要。
- ・静岡県フロン回収促進連絡会議の会員に建設業、解体業関係団体が加入していない。

## 3. 現行フロン回収破壊法に係る問題点

- ・廃棄者や取次業者の役割が明確に制度化されておらず、また、法に対する認識不足もあり、フロン回収の発注が適切に行われているか疑問。
- ・整備の際のフロン回収が制度化されていない。

## 4. 今後のフロン類排出抑制に係る取組

- ・関係者に対するフロン回収破壊法周知の徹底。
- ・法改正に併せ、静岡県フロン回収促進連絡会議に建設業、解体業関係団体の加入を呼びかけ連携強化を図る。